

社会福祉法人陽光福社会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人陽光福社会（以下「当法人」という。）定款第8条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、評議員、理事及び監事（以下「役員等」という。）の報酬等について定めることを目的とする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には報酬等を支給する。ただし、職員を兼務する業務執行理事には、役付理事を除き報酬等を支給しない。

(理事長等の報酬等)

第3条 理事長及び役付理事の報酬については、別表第1に定める額とする。

2 常勤の役員等に対しては、通勤手当を支給する。ただし、職員としての通勤手当を支給する場合は、併給しない。

3 役付理事等の報酬等の支給については、職員の給与に関する規程（以下「職員給与規程」という。）第4条、第25条の規定を準用する。

(非常勤役員等の報酬等)

第4条 理事長を除く非常勤の役員等の報酬については、評議員会及び理事会等への出席に応じて別表第2に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の役員等の報酬等の支給については、職員の給与に関する規程第4条、第8条第3項及び第14条の規定を準用する。

2 非常勤の役員等の報酬は、当該会議等の業務に出席した都度支給する。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき額及び本人から申出があった立替金及び積立金を控除して支給するものとする。

(端数処理)

第6条 報酬等の支給に当たり、支給額に1円未満の端数が生じたときは、端数は切り捨てるものとする。

(費用弁償)

第7条 役員等が当法人の業務を行うに当たり必要な費用については、その費用を弁償する。

(旅費の支給)

第8条 役員等が当法人の業務を行うために出張するときは、職員旅費支給規程に準じて旅費を支給する。

(公表)

第9条 当法人は、この規程を社会福祉法(昭和26年法律第45号)第59条の2第1項第2号に規定する公表すべき報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成29年6月23日から施行する。
- 2 社会福祉法人陽光福社会役員等報酬費用弁償等支給規程及び役員の報酬、費用弁償等支給内規は、平成29年6月22日をもって廃止する。

附 則

この規程は、令和3年6月23日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

役 職 名	報 酬 の 額
理 事 長	月額 500,000円
副 理 事 長	月額 80,000円
専 務 理 事	月額 60,000円
常 務 理 事	月額 40,000円

別表2（第4条関係）

（1）評議員及び理事

役員等	日額
評議員	10,000円
理事	10,000円

（2）監事

事由	日額
監査等の業務のための出席	20,000円
評議員会・理事会への出席	10,000円